

れい わ ねん ど あ が の し り つ す い ば ら し ょ う が っ こ う  
**令和5年度 阿賀野市立水原小学校**  
ほ う し き ほ ん ほ う し ん り - ふ れ っ と  
**いじめ防止基本方針 リーフレット**

このリーフレットは、当校の「いじめ防止基本方針」を分かりやすくまとめたものです。いじめの未然防止・早期解決に向けた当校の取組についてご理解いただくと共に、何か問題が起きた際の拠り所として、活用してください。



◆「いじめ」と言うけれど、どういうものを「いじめ」と言うのでしょうか？

「新潟県いじめ等の対策に関する条例」には、いじめの定義が書かれています。

第2条

この条例において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

この条例において「いじめ類似行為」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知った時に心身の苦痛を感じる蓋然性の高いものをいう。

※蓋然性とは「多分そうなるだろう」という可能性の程度のこと。

「新潟県いじめ等の対策に関する条例」（令和2年新潟県条例第59号 令和2年12月25日公布）より抜粋

◆ 学校・保護者それぞれの責務も示されています。それぞれの立場でいじめの問題に向き合う必要があります。

第7条（学校及び学校の教職員の責務）

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体で、いじめ等の対策を推進するとともに、当該学校に在籍する児童等へのいじめ等があったと思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処するものとする。

第8条（保護者の責務）

保護者は、基本理念にのっとり、いじめ等の対策、インターネットを通じて送信される情報の特性等について自ら学び、その保護する児童等がいじめ等を行うことのないよう、当該児童等に対し、他者を思いやる意識の醸成を図るとともに、規範意識を養うための教育その他の必要な教育を行うよう努めるものとする。

保護者は基本理念にのっとり、その保護する児童等がいじめを受けた場合は、適切に当該児童等がいじめから保護するとともに、その保護する児童等が在籍する学校でいじめ等があった場合は、いじめ等の事実に向き合い、解決に向けて協力するものとする。

保護者は、県、市町村、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめ等の対策に協力するものとする。

◆ 子どもの役割も明記示されています。

第4条（いじめ等の禁止）

児童等は、いじめ等を行ってはならない。

第9条（児童等の役割）

児童等は、基本理念にのっとり、自らを大切に、一人一人の違いを理解し、及び互いを尊重するとともに、その発達段階に応じて、インターネットを通じて送信される情報の特性に対する理解を深めるよう努めるものとする。

児童等は、基本理念にのっとり、いじめ等を発見した場合又はいじめ等が行われている疑いがあると思われる場合は、傍観することなく学校及び学校の教職員、保護者その他の関係者に相談するよう努めることとする。



がっこうせいかつ じっさい  
学校生活では、実際にどんなものが「いじめ」とされているの…？

じっさい にんてい れい  
実際に「いじめ」と認定された例

つぎ れい  
次の例は、どれも「いじめ」になります。



① **なぐる・ける・つねるなどの暴力をふるわれた。**



② **悪口やうわさ話をされた。**



③ **SNSに悪口や個人情報(名前や住所など)を書かれた。**



④ **②や③のことを知った時に、された人が嫌な気持ちになる可能性が高い。**



⑤ **「自分で考えるよ」と言ったのに、問題の答えを教えられて、嫌な気持ちになった。**



④のような例も、「いじめ」なのですか？



・④のような例を「いじめ類似行為」と言い、相手が知った時に嫌な気持ちになる可能性が高い場合も、「いじめ」と同じように扱うこととなりました。日頃から、相手の気持ちを考えて生活することが大切です。

・一見すると小さなトラブルでも、その背景に大きないじめが隠れていることがあります。そうした過去の事例から、「いじめ」を広くとらえ、子どもの様子を注意深く見守るようにしています。

# 安心して過ごせる学校にするために

いじめの起きない・いじめに気付く学校にするために、こんな取組をしています。

## 学校行事など

- 全校SSE
- 水小まつり
- わくわくタウン水小
- SNS教育プログラム
- たてわり班活動 など



## アンケート・面談など

- 学校生活アンケート
- 保護者アンケート
- スクールカウンセラーによるカウンセリング
- こころのアンケート
- 担任との面談 など



## 保護者への協力依頼

- 生徒指導だより
- 個別懇談会
- 電話や連絡帳による
- 情報交換

など



## 情報共有・研修

- 道徳の授業づくり
- 学区内パトロール
- いじめの未然防止に
- ついての研修

など



# 困こまったらすぐそうだんに相談そうだんしましょう

困こまった時ときには、たひとくさんそうだんの人に相談そうだんすることができます。



## がっこう 学校

たんにん せんせい がくおん せんせい ほけん せんせい  
担任たんの先生にん、学年がくの先生おん、保健ほの先生けん、  
カウンセラせんーの先生せい、誰だれでも話はなを聞きくよ。

## かてい 家庭



おうち ひと  
お家おの人うちは、いつでも  
みんなみかたの味方あかです。

## いじめそうだん相談そうだん



でんわ むりょう ひみつ まも そうだん  
電話でんやメールわなどで、**無料で、秘密ひみつを守まもって相談そできます。**

○ 新潟県いじめ相談メール [ijime@mailsoudan.org](mailto:ijime@mailsoudan.org) (平日 8:30~18:30)

○ 24時間子どもSOSダイヤル 0120-0-78310

○ 新潟県いじめ相談電話 0258-35-3930

※その他の相談窓口は、「新潟県 いじめ対策ポータル」から見るすることができます。



いじめあかのない、明あかるく楽たのしい

すいぼらしょうがっこう  
水原すい小学校ぼらにしていこう!

### 【保護者の方へ】

学校では、いじめ防止対策推進法の定義を踏まえ、心身の苦痛を感じている児童の立場に立って、いじめの認知を行います。お子さんの小さな変化の裏に、大きな問題が隠れている場合があります。気になることがあった際には、いつでもご連絡・ご相談下さい。どの職員にお話いただいても構いません。詳細な内容については、当校HPの「水原小学校いじめ防止基本方針」をご覧ください。

水原小学校：0250-62-2005